

資料1

26.9.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活困窮者自立支援制度・予算 について

①生活困窮者自立支援法の 政省令（案）について

生活困窮者自立支援法の政省令（案）について

- 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。平成27年4月1日施行。）において、政省令で規定することとされている事項等について、現在、関係省庁等と調整等を行っているところ。
- 予算編成に関係することから、内容の確定は年末、公布は年明けとなる予定であるが、今般、その案をお示し、引き続き自治体を含む関係者と協議していく。

【政令に規定する主な内容】

- 自立相談支援事業に係る国庫負担（具体的な内容は厚生労働大臣告示において定める）、任意事業に係る国庫補助について規定。
- 指定都市、中核市に係る大都市特例について、就労訓練事業に関する事務が該当する旨を規定。

※ その他、社会福祉法施行令に規定する社会福祉事業の対象者の最低人員の特例（20人→10人）の適用を受ける事業に、就労訓練事業を追加。また、就労訓練事業について、国及び自治体における随意契約の取扱いについて検討。

【省令に規定する主な内容】

- 住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業について、対象者に係る資産・収入要件を規定（次ページ参照）。
- 住居確保給付金の支給手続き等について規定（→基本的に、現行の住宅支援給付の取扱いを踏襲する方向で検討）。
- 自立相談支援事業等の委託先の要件について規定（注）。
- 就労訓練事業を行う者について、認定基準を規定（資料5参照）。

※ その他、施行前においても、就労訓練事業を行う者の認定をすることができる旨規定する。

（注）委託先については、原則法人格を求めるものの、「協議会」など共同体により実施する場合、以下の要件を満たすときには、認めることを検討。

- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること
- ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること
- ③ 市町村等が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること

住居確保給付金等の資産・収入要件（案）〔省令事項〕

- 住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業については、対象者に係る資産・収入要件を、省令において定めることとしている。
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する給付等であることを勘案し、収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産の保有を認めることとする予定。

住居確保給付金	一時生活支援事業	就労準備支援事業
<p>以下のいずれにも該当する者</p> <p>(収入要件) 申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+家賃額(住宅扶助に基づく額が上限)以下であること。</p> <p>(資産要件) 世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。(ただし、100万円を超えない額とする)</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者 (1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+住宅扶助に基づく額以下であること。</p> <p>(2)世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること(ただし、100万円を超えない額とする)。</p> <p>2 自治体の長が緊急性等を勘案し必要と認める者</p>	<p>以下のいずれかに該当する者</p> <p>1 次の要件のいずれにも該当する者 (1)申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)+住宅扶助に基づく額以下であること。</p> <p>(2)世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。※上限額は設定しない。</p> <p>2 1に準ずる者として、自治体の長が必要と認める者</p>
<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、現行の住宅支援給付の考え方を踏襲しつつ、法制化に伴いきめ細やかな要件に見直し。 ○ 地域の違いや世帯人数の多寡などをより厳密に反映させる。 	<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な考え方は、住居確保給付金と同様。 ○ ただし、生存に必要な衣食住の提供を支援内容としており、緊急性が求められるケースも多く想定されるため、自治体に一定の裁量を認める方向で検討。 	<p><考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な考え方は、住居確保給付金、一時生活支援事業と同様。 ○ ただし、就労支援という事業の性格から、支援の必要がある者が幅広く事業を利用できるようにする。また、社会資源の状況は地域により様々であり、地域に利用可能な他の社会資源(例えば、地域若者サポートステーション等)が存在しない場合などに、自治体に一定の裁量を認める方向で検討。

住居確保給付金の概要（案）

(1) 目的

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

(2) 支給対象者

- 65歳未満の者であって
- 離職等のあと2年経過していないこと
- 世帯の生計を維持している者

(3) 支給要件

① 収入要件

申請月の世帯収入合計額が、生活費+家賃額以下であること。

- 生活費：生活保護基準とほぼ同等の水準である市町村民税均等割の非課税限度額の1/12
→すべての地域性、世帯の人数に対応した水準とする。
- 家賃：住宅扶助特別基準額が上限

	住宅支援給付	住居確保給付金
単身世帯	8.4万円+家賃額以下	基準額（市町村民税均等割の非課税限度額の1/12）+家賃額 以下
2人世帯	17.2万円以下	
3人以上世帯	17.2万円+家賃額以下	

(単位：万円)

例
東京都

世帯	住宅支援給付	住居確保給付金 (1級地)	住居確保給付金 (2級地)
単身	13.8	変更なし	13.4
2人	17.2	19.8	19.7
3人	24.1	変更なし	22.7
4人	〃	28.2	26.3
5人	〃	32.4	30.2
6人	〃	38.8	33.9
7人	〃	41.7	34.8

② 資産要件

申請時の世帯の預貯金合計額が、収入要件の6カ月分以下であること。→受給中及び受給終了直後に生活保護に陥らないよう、生活費を補う資産の保有を認める

	住宅支援給付	住居確保給付金
単身世帯	50万円以下	基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下
複数世帯	100万円以下	

③ 受給期間中の就職活動要件

- ・ 自立相談支援機関の相談支援員等による面接等（月4回以上）
- ・ ハローワークでの職業相談（月2回以上）
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等
その他、自立相談支援機関の作成するプランに基づき就労支援を受ける。

(4) 支給期間

原則3か月間

ただし、一定の要件を満たす場合、3か月ごとに延長可能（最長9ヶ月間）

(5) 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）

（東京都の場合）単身世帯：53,700円、2人世帯：69,800円

(6) 再支給

常用就職の後、解雇された場合に限る

(7) その他

給付金と併せて、自立相談支援機関によるアセスメントに基づき、個々の状況に応じた就労支援を実施することにより、包括的かつ効果的な支援を行う。

②体制整備について

生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント (ver.2)

検討課題 1 : 法の趣旨の理解

- ① 新制度の意義は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護手前の生活困窮者の自立支援を強化すること。
- ② 制度運営における目標は、ア) 生活困窮者の自立と尊厳の確保、イ) 生活困窮者支援を通じた地域づくり。
- ③ その具体的なすがた（特徴）は、ア) 包括的な支援、イ) 個別的な支援、ウ) 早期的な支援、エ) 継続的な支援、オ) 分権的・創造的な支援。
- ④ 対象者は、
 - ・ 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（学習支援事業を除き生活保護受給者以外の生活困窮者）
 - ・ その上で、上記理念に照らし、複合的な課題を抱える困窮者を幅広く受け止める。
- ⑤ また、制度についての理解を深めるため、各事業の手引きや「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」等（※）の内容を確認する。

- | | | |
|---|---|--|
| (※) <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業の手引き | <input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の運営の手引き | <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト |
| <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業の運営に関する手引き | <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン | <input type="checkbox"/> 帳票 |
| <input type="checkbox"/> 家計相談支援事業の運営の手引き | <input type="checkbox"/> 就労訓練事業のモデル事業実施に関するガイドライン | <input type="checkbox"/> 新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集 |

検討課題2：庁内体制の構築

- ① 主管部局においては、関係部局（※）と緊密に連携することが必要であり、部局横断的な体制を設定。このため、自治体の長など幹部への制度説明を行うことが重要。また、庁内連携のため具体的な依頼をする前に、検討課題1に掲げた理念の共有なども有用。
（※）連携が必要となる関係部局の例：福祉関係課（保護担当、地域福祉担当のほか、高齢福祉、障害福祉、児童福祉）、保健医療関係課、住宅関係課、商工関係課、教育委員会・教育関係課、税務課、保険・年金関係課、水道課、市民生活関係課、人権担当課
- ② 庁内連携には「発見」のための連携と「支援」のための連携が存在。対象者の早期把握のため、税・保険料や公共料金の担当等と連携し、気になる生活困窮者が自立相談支援事業につながるよう、ア) 対象者像とともに、新制度により各担当の取組も円滑化することを説明し、イ) 具体的な紹介ルールを設定。その際、個人情報取り扱いには留意する。
- ③ また、「支援」のための連携により、対象者の状態に合った包括的な支援を実現する。雇用や住宅、教育の担当など、まずは担当と支援メニューのリスト化、続いて手続や要件などの確認を行う。
- ④ 自立相談支援事業を委託方式で実施する場合には、民間の受託団体と庁内の各担当が連携できるよう、特に配慮。

【都道府県】

- （広域行政として）市町村の庁内連携が円滑に進むよう、都道府県内の好事例の提供などを行うことが望ましい。
- （実施主体として）早期発見等には、町村との連携が不可欠。こうした点について理解を得るため、幹部を含め町村に説明し、町村内での連携も確保いただく。

【町村】

- 対象者の早期発見や支援のためには、町村の役割も重要。庁内において、国民健康保険や年金の担当等と連携体制を構築するとともに、各町村における高齢者や障害者などに係る独自施策との連携も図る。

検討課題3：実施方法の検討

- ① まず、施行までのスケジュールと準備事項を確認。
- ② 各事業は、直営方式も委託方式も可能。地域の実情や当該自治体の体制整備に関する長期構想に応じて戦略的に検討。
- ③ 自立相談支援事業については、新しい相談窓口を創設することも可能なほか、福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、消費者相談窓口等の機能拡大によることも考えられる。
※ 既存相談窓口の機能拡大は、サービスの集約化により利用者の利便性に寄与。
- ④ 自立相談支援事業を委託する場合は、包括的な支援が可能であるか、就労に向けた支援が期待できるか（逆に支援内容が就労支援に偏らないか）、などに特に留意。
- ⑤ 本制度においては、ア) 適切なアセスメントに基づく支援プランの作成、イ) 支援調整会議による調整、ウ) 自治体による支援決定、が行われる。こうした、いわゆる支援プロセスを確認し、支援調整会議のあり方についても検討。
- ⑥ 対象者の状態に合わせた包括的・効果的な支援を行うためには、就労の場づくりなどの出口づくりが重要。例えば、モデル事業実施自治体の先行的な取組も参照し、地域の実情に合わせ、就労準備支援事業、家計相談支援事業等の任意事業の実施を積極的に検討。
- ⑦ 委託の場合であっても、いわゆる「丸投げ」とならないようにする。行政には支援決定や支援調整会議への参画が求められる点や、不足する社会資源の強化・開発には行政が主導的な役割を担う必要があることに留意。

検討課題4：関係機関との連携体制の確保

- ① 自立相談支援事業は、就労準備支援事業や家計相談支援事業などの法定事業のほか、法外のさまざまな制度・機関を上手に活用して、包括的な支援を展開。
(自立相談支援事業がすべて抱え込むのではない。行政においては、生活困窮者自立支援制度と他の福祉雇用分野のさまざまな取組と政策協調を図ることが重要。)
 - ② 自立相談支援事業の運営機関、福祉事務所、ハローワークの3者は特に緊密に連携する体制を構築。
 - ③ このほか、例えば、学校や教育委員会、地域若者サポートステーション、引きこもり地域支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、消費生活相談窓口、更生保護施設、商工会議所等、多岐にわたる関係機関との連携体制を構築。
まずは、関係機関をリスト化し、加えて当該リストを一つひとつ着実に充実していく。
 - ④ この場合も、ア) 対象者の早期発見のための連携、イ) 対象者の状態に合った包括的な支援のための連携、という2つの視点から検討。
 - ⑤ 民生委員のほか、自治会、ボランティアといったインフォーマル部門やライフライン事業者なども、生活困窮者の発見や見守りには重要であり、ネットワークを構築。
 - ⑥ 住民説明のほか、関係機関とのネットワークを広げていくため、チラシやパンフレットなどの広報資料を作成し、関係機関に配布・説明する。
- ※ 以上の取組を進めるため、関係者が集まる協議の場を設定。その際、既存の協議会の活用も検討。このような「協議の場」が制度実施後には、支援調整会議として機能することも考えられる。

生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【4～9月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項		平成26年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
福祉（市区町村設置・都道府県）	体制整備	<input type="checkbox"/> 庁内勉強会の開催、法の理念の確認・共有 <input type="checkbox"/> 首長（や準ずる幹部）への制度説明 <input type="checkbox"/> 担当部署決定	施行に必要な準備事項の確認、スケジュール作成 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 庁内での連絡会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業への紹介ルールの設定 <input type="checkbox"/> 連携が必要と考えられる関係機関のリスト化	<input type="checkbox"/> 庁外の関係機関への説明会等の実施
			自立相談支援機関の <input type="checkbox"/> 運営の手引き、支援の流れ、帳票の確認	<input type="checkbox"/> テキストの確認	<input type="checkbox"/> 実施方法（直営又は委託）の決定 <input type="checkbox"/> 窓口設置場所の決定 <input type="checkbox"/> 任意事業の実施の検討	<input type="checkbox"/> 行政と委託先との役割分担等の調整 <input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、家計相談支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 支援調整会議の実施要綱等の策定
	予算				<input type="checkbox"/> 予算要求の検討	<input type="checkbox"/> 予算説明用資料の作成（都道府県・市区町村） <input type="checkbox"/> H27予算要求	
	施行細則、要綱、要領等						
都道府県（広域自治体として）			県主催会議① <input type="checkbox"/> （国会議内容説明、取組状況の情報交換等）			県主催会議② <input type="checkbox"/> （事例発表・検討、モデル事業実施自治体の取組状況発表等）	
国		・モデル事業等連絡会議【4/24、25】 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査		・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・主任相談支援員研修（前期）	・H27予算概算要求 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・主任相談支援員研修（後期）	・全国担当者会議①【9/26】 （政省令案、各種手引きの改定案、国庫負担基準の考え方、Q&A等の提示） ・相談支援員研修（前期）

生活困窮者自立支援法の施行に向けたスケジュールモデル【10～3月】（イメージ）

※現時点のイメージであり、今後変更がありうるとともに、自治体により異なるものである。

事項		平成26年			平成27年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉 市区町村設置 都道府県	体制整備	<input type="checkbox"/> 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 関係機関等で構成する協議会等の設置、開催		<input type="checkbox"/> 就労準備支援事業、就労訓練事業や一般就労への支援に協力する企業・法人の開拓			
		<input type="checkbox"/> 一時生活支援事業の手引きの確認	<input type="checkbox"/> 契約方法決定	（入札・プロポーザルの場合） <input type="checkbox"/> 仕様書(案)作成 <input type="checkbox"/> 参考見積 <input type="checkbox"/> 広報資料の作成	<input type="checkbox"/> 広報資料の関係機関への配布	<input type="checkbox"/> 議案提出（当初予算計上）	<input type="checkbox"/> 本契約(4月1日)
	予算					<input type="checkbox"/> (都道府県)議会上程	<input type="checkbox"/> (市区町村)議会上程
	施行細則、要綱、要領等				<input type="checkbox"/> 各事業の実施要綱・要領(案)作成	施行細則(案)作成 <input type="checkbox"/> ※住居確保給付金の支給手続き、就労訓練事業の認定手続き等	<input type="checkbox"/> 市長説明・決裁
都道府県 (広域自治体として)	<input type="checkbox"/> 県主催会議③ (国会議内容説明、事例発表等)		<input type="checkbox"/> 県主催会議④ (研修会)	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑤ (国会議内容説明、取組状況の情報交換等)	<input type="checkbox"/> 県主催会議⑥ (国会議内容説明、支援体制の確認等)		
国	・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・相談支援員研修(後期)	・就労支援員研修(前期)	・H27予算内示 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査 ・就労支援員研修(後期)	・全国担当者会議②【1月上旬予定】(予算、政省令等について説明) ・全国部局長会議 ・政省令告示の発出	・関係通知、各種手続き、事務処理マニュアルの発出 ・施行準備進捗状況調査、事業実施意向調査	・交付要綱 発出 ・全国課長会議	

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査について

1 調査概要

【対象】 全国の福祉事務所設置自治体(市町村、都道府県) 901自治体

【目的】 法の施行準備状況を把握し、その結果を各福祉事務所設置自治体へ提供することにより、施行に向けた取組の推進に資することを目的とする。

【方法】 平成26年度の偶数月(4、6、8、10、12、2月に実施)。(市町村分の回答については、都道府県が取りまとめ)

【内容】 「生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント」(ver.1)で示した、5つの検討課題(法の趣旨の理解、庁内体制の構築、実施方法の検討、関係機関との連携体制の確保、協議の場の設定)に関する項目(都道府県に対しては、加えて、市区町村を対象とした会議の開催等の項目)を設定。

2 調査結果のポイント【第3回 平成26年8月分】

回答自治体数 901【回答率 100パーセント】

- 前回と比べると、それぞれの項目で取組は進んでいるが、年度当初から取り組むべきと考えられる取組についても、未だに達成されていない項目がある。今後、自治体において予算協議などが本格化する時期であり、早急に取り組を進める必要がある。
- 項目別に見たポイントは以下のとおり。
 - ・ 首長への説明の実施について、前回と比べ1割程度割合が上昇した(市町村54%(都道府県60))。
 - ・ 担当部署の決定については、都道府県では、すでに100%に達しているが、市区町村では80%(前回調査71%)となっており、未決定の自治体においては、早急に決定する必要がある。
 - ・ 庁内の関係部署への説明会等の実施が市町村36%(都道府県60%)、庁内の関係部署との連絡会等を設けている市町村は23%(都道府県42%)となっており、庁内連携は全体的にはまだ具体的なものとなっていない状況がうかがえる。
 - ・ 関係機関との連携体制の確保については、早期に行われるべき関係機関のリスト化がなされておらず(市町村84%(都道府県58))、取組を進める必要がある。

【都道府県のみ回答】

- ・ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催した都道府県68%、会議においてモデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っている都道府県70%にとどまっている。引き続き、管内市町村の支援をお願いしたい。

平成26年8月度施行準備進捗状況調査結果（都道府県版）

都道府県福祉事務所設置自治体数		45	
		達成自治体	達成割合
1 法の趣旨の理解			
(1) 庁内での制度理解			
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	31	69%	
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	27	60%	
③ ②の際に、法の理念(意義、目標、支援の具体的すがた)の共有を図ったか	27	60%	
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	25	56%	
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	23	51%	
(2) 首長等への制度説明			
① 首長に制度を説明したか	27	60%	
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	42	93%	
2 庁内体制の構築等			
(1) 庁内体制の構築			
① 新制度の担当部署は決定したか。	45	100%	
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	16	36%	
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	19	42%	
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	6	13%	
3 実施方法の検討			
(1) 施行準備スケジュール作成			
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	40	89%	
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	34	76%	

(2) 自立相談支援事業の実施			
① 直営か委託かは決まったか	28	62%	
② (委託の場合)委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	25	56%	
③ (委託先がある程度決められている場合)行政と委託先との役割分担について調整は行われているか	14	31%	
④ 設置する場所は決まったか(庁舎内、委託先法人内など)	14	31%	
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	39	87%	
⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	41	91%	
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	22	49%	
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	35	78%	
(3) 任意事業			
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	42	93%	
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	40	89%	
(4) 予算編成			
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	6	13%	
② 事業費の積算を行ったか	18	40%	
(5) 各事業の実施準備			
① 各事業の実施要綱を策定したか	9	20%	
② 各事業の契約準備を行ったか	7	16%	
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	9	20%	
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	10	22%	
⑤ その他事業に必要な様式(関係機関との情報共有のための連絡票など)を作成したか	4	9%	

4 関係機関との連携体制の確保			
(1) 庁外の関係機関等への説明			
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	32	71%	
② 住民に対する説明会を実施したか	3	7%	
(2) 関係機関との連携体制の確保			
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	19	42%	
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	7	16%	
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	18	40%	
④ 就労訓練事業(中間的就労)の場はあるか	8	18%	
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	6	13%	
5 協議の場の設定			
(1) 協議の場の設定			
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	17	38%	
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	10	22%	
6 市区町村担当者会議等の開催（全都道府県回答項目：回答数＝47）			
① 市区町村を対象とした担当者会議等を実施したか	44	94%	
② ①について複数回実施したか	35	74%	
③ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催したか	32	68%	
④ 会議においては、モデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っているか	33	70%	
7 福祉事務所管内の町村への制度周知・啓発			
① 町村の担当部署に対して制度を説明したか	39	87%	
② 町村長等の首長や幹部に対して制度を説明したか	19	42%	
③ 町村の庁内体制及び庁内情報の共有の仕組みは確認しているか	13	29%	

平成26年8月度施行準備進捗状況調査結果（市区町村版）

市町村福祉事務所設置自治体回答		856	
		達成自治体	達成割合
1 法の趣旨の理解			
(1) 庁内での制度理解			
① 庁内で法についての勉強会等は開催されたか	330		39%
② 庁内の関係部署への説明会等を実施したか	307		36%
③ ②の際に、法の理念（意義、目標、支援の具体的すがた）の共有を図ったか	277		32%
④ ②の際に、法の対象者像について共有したか	266		31%
⑤ ②の際に、支援決定や支援調整会議への参画、地域づくりなど行政の役割について確認したか	191		22%
(2) 首長等への制度説明			
① 首長に制度を説明したか	458		54%
② ①に準ずる自治体幹部に制度を説明したか	554		65%
2 庁内体制の構築等			
(1) 庁内体制の構築			
① 新制度の担当部署は決定したか。	686		80%
② ①の決定に当たっては福祉部局のみならず、全庁的に検討されたか	265		31%
③ 庁内の関係部署との連絡会等が設けられているか	200		23%
④ 対象者把握のための庁内情報の共有方策、自立相談支援事業に紹介するルールが設定されているか	72		8%
3 実施方法の検討			
(1) 施行準備スケジュール作成			
① 法施行に必要な準備事項について検討したか	456		53%
② 法施行に向けてのスケジュールを作成したか	261		30%
(2) 自立相談支援事業の実施			
① 直営か委託かは決まったか	491		57%
② （委託の場合）委託先の候補として念頭に置いているものがあるか	410		48%
③ （委託先がある程度決められている場合）行政と委託先との役割分担について調整	179		21%
④ 設置する場所は決まったか（庁舎内、委託先法人内など）	327		38%
⑤ 自立相談支援機関の運営の手引きは確認したか	434		51%

⑥ 全国統一で使用する帳票は確認したか	396		46%
⑦ 支援調整会議のメンバーは検討されたか	202		24%
⑧ 「自立相談支援事業従事者養成研修テキスト」は確認したか	263		31%
(3) 任意事業			
① 就労準備支援事業のガイドラインは確認したか	371		43%
② 家計相談支援事業の運営の手引きは確認したか	396		46%
(4) 予算編成			
① 地域の実情を踏まえた制度の全体計画を作成したか	75		9%
② 事業費の積算を行ったか	208		24%
(5) 各事業の実施準備			
① 各事業の実施要綱を策定したか	45		5%
② 各事業の契約準備を行ったか	92		11%
③ 支援調整会議の実施要綱等を策定したか	51		6%
④ パンフレット、チラシ等の広報資料を作成したか	87		10%
⑤ その他事業に必要な様式（関係機関との情報共有のための連絡票など）を作成したか	48		6%
4 関係機関との連携体制の確保			
(1) 庁外の関係機関等への説明			
① 庁外の関係機関への説明会等を実施したか	138		16%
② 住民に対する説明会を実施したか	25		3%
(2) 関係機関との連携体制の確保			
① 連携が必要と考えられる関係機関の名簿を作成したか	133		16%
② 早期発見のための関係機関との情報共有、紹介の仕組みはあるか	84		10%
③ ハローワーク、福祉事務所との連絡会等は設けられているか	232		27%
④ 就労訓練事業（中間的就労）の場はあるか	58		7%
⑤ 就労準備支援事業の運営や一般就労への支援に協力する企業・法人は開拓されているか	60		7%
5 協議の場の設定			
(1) 協議の場の設定			
① 関係機関等で構成する協議会等の設立の準備を行っているか	127		15%
② 関係機関等で構成する協議会等を開催したか	47		5%

**③平成27年度 概算要求について
(生活困窮者自立支援制度関係)**

生活困窮者自立支援法 施行関連経費

【平成27年度概算要求】事項要求

- 近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっている。
- そのため、社会保障審議会における特別部会の議論を経て、全国において、生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適切に実施されるよう、新たな生活困窮者自立支援制度の創設を目的に、第185回国会で「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年度から施行される。
- この法律に基づく新しい支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題を包括的な相談で把握し、生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支援しながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強め、生活困窮者すべての社会的経済的な自立と生活向上を目指すものである。
- 現在、モデル事業を実施(平成25年度(68カ所)、平成26年度(254カ所))し、当該結果を踏まえ、要求していくものである。

(参考)生活困窮者自立支援制度の概要

事業名	事業内容	負担率等	備考
自立相談支援事業	○ 生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行う。	3/4	必須事業 (負担金)
住居確保給付金	○ 離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付。	3/4	必須事業 (負担金)
就労準備支援事業	○ 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施。	2/3	任意事業 (補助金)
就労訓練事業者の認定	○ 就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行が困難な者に対して、社会福祉法人、NPO、営利企業等の自主事業として、軽易な作業等の機会(清掃、リサイクル、農作業等)を提供。	—	必須事業
一時生活支援事業	○ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間(3か月を想定)内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。	2/3	任意事業 (補助金)
家計相談支援事業	○ 失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を実施。	1/2	任意事業 (補助金)
学習援助事業	○ 生活困窮家庭の子どもに対して学習援助を実施。	1/2	任意事業 (補助金)
その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業	○ 上記のほか、地域の実情に応じ、生活困窮者の自立に必要な取組みを実施。	1/2	任意事業 (補助金)

(参考)生活困窮者自立支援モデル事業の実施状況

平成25年度

任意事業実施状況

68自治体

- ・ 就労準備支援事業…36自治体
- ・ 就労訓練事業…23自治体
- ・ 家計相談支援事業…30自治体
- ・ 学習支援事業…16自治体
- ・ その他事業…11自治体

【国庫補助上限額】

人口30万人以下	40,000千円
人口30万人超	60,000千円

平成26年度

任意事業実施状況

254自治体

- ・ 就労準備支援事業…100自治体
- ・ 就労訓練事業…38自治体
- ・ 家計相談支援事業…80自治体
- ・ 学習支援事業…50自治体
- ・ その他事業…15自治体

【国庫補助上限額】

人口5万人未満	20,000千円
人口5万人以上 30万人未満	40,000千円
人口30万人以上 50万人未満	60,000千円
人口50万人以上	80,000千円

平成27年度

生活困窮者自立支援法 施行

全福祉事務所設置自治体 (901箇所) において事業開始

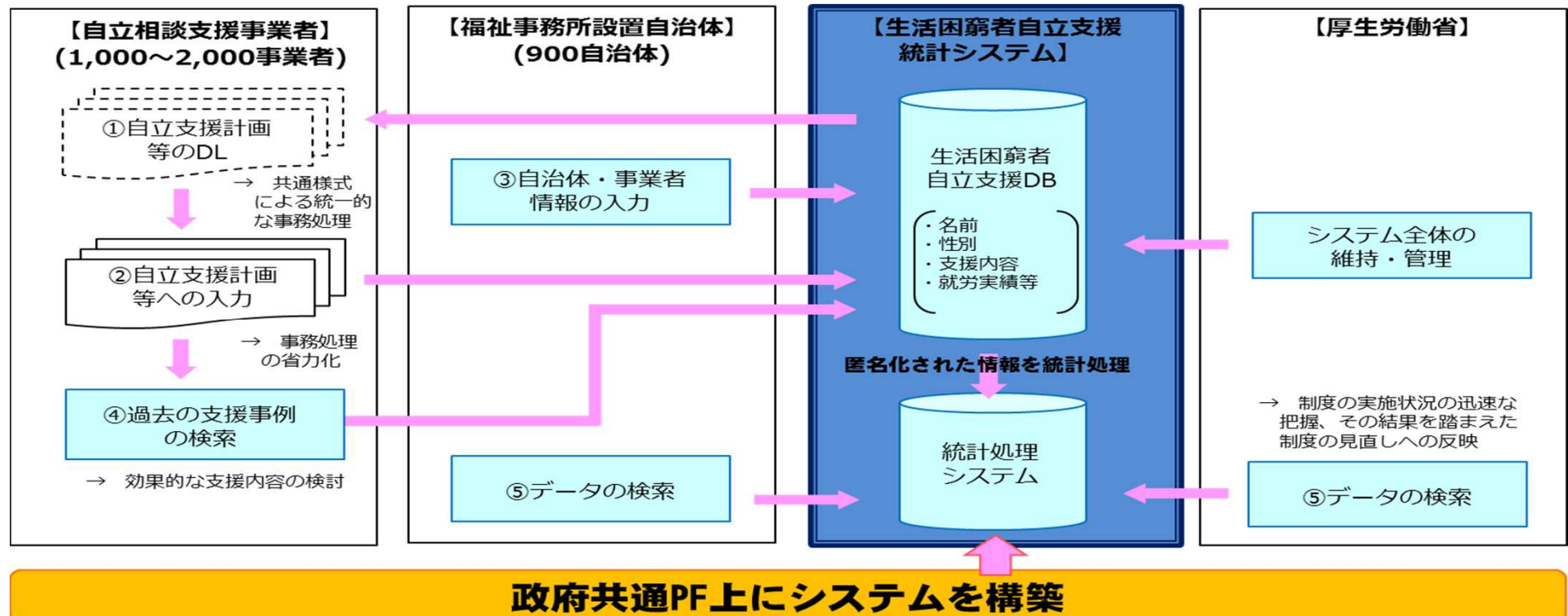
平成27年度の執行については、
予算編成過程を踏まえて検討

生活困窮者自立支援統計システムの開発

【平成27年度概算要求】 35,000千円 国庫債務負担行為(2年間) (平成26年度: 27,720千円)

- 新制度を円滑に運営するためには、生活困窮者の状況や支援の実施状況、支援効果等を把握し、これらの客観的なエビデンスを踏まえ、最大限効果的な運用を行っていくことが必要である。
 - このため、制度の実施状況に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」を構築することとしている。
 - 平成26年度においては、「生活困窮者自立支援統計システム」の構築に向けた調査・基本設計を行い、平成27年度及び28年度においては、詳細設計・開発を行うとともに、政府共通プラットフォーム上でシステムを稼働させる。
- ※なお、平成27年度及び28年度は国庫債務負担行為として要求。

<生活困窮者自立支援統計システムのイメージ>



生活困窮者自立支援統計システムの構築について

「生活困窮者自立支援統計システム」については、自立相談支援事業において実施することとなるアセスメントやプラン情報のデータベース化を図るとともに、全国的な制度の実施状況を円滑かつ迅速に把握し、生活困窮者の適切な支援や事業の評価に資するよう、これを統計処理することを目的として、政府共通プラットフォーム(政府共通PF)上に構築することを検討している。

当該システムは、全国統一的な運用が行えるよう、国が一括して開発することを検討しているところである。(そのため、現時点で、各自治体においてシステム開発の御負担をいただくことは想定していない。)

また、当該システムの構築に向けて、

- ・平成26年度は、当該システムの構築に向けた調査・基本設計業務、
- ・平成27年度から28年度は、当該システムの詳細設計から政府共通PFへの移行・導入を行うことを想定している。

当該システムの詳細については、今年度を実施している調査・基本設計に係る検討状況を踏まえながら、随時情報提供をしていく予定である。

※ なお、当該システムの構築は、現在、一部のモデル事業実施自治体に使用いただいている自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)を踏まえ、また、各自治体や関係者の意見等もいただきながら進めていきたいと考えている。

生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

【平成27年度 概算要求】 59,248千円 （平成26年度：38,945千円）

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施するために配置される支援員は、生活困窮者の有する多様で複合的な課題を的確に評価・分析し、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められる。
- また、同法に基づく就労準備支援事業及び家計相談支援事業を実施するために配置される支援員は、就労準備及び家計に関する問題につき、利用者の状態に応じて適切な支援を提供することが求められる。
- こうした高い支援技術を有する支援員を全国的に確保するため、とりわけ法施行後一定期間においては、国において一貫性のある養成を図ることが必要であり、各支援員の配置にあたっては養成研修の受講を要件とすることを考えている。
- よって、全国において一定水準以上の支援技術を兼ね備えた支援員を計画的に養成するため、国で実施する研修事業の実施経費を要求している。
（自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業）

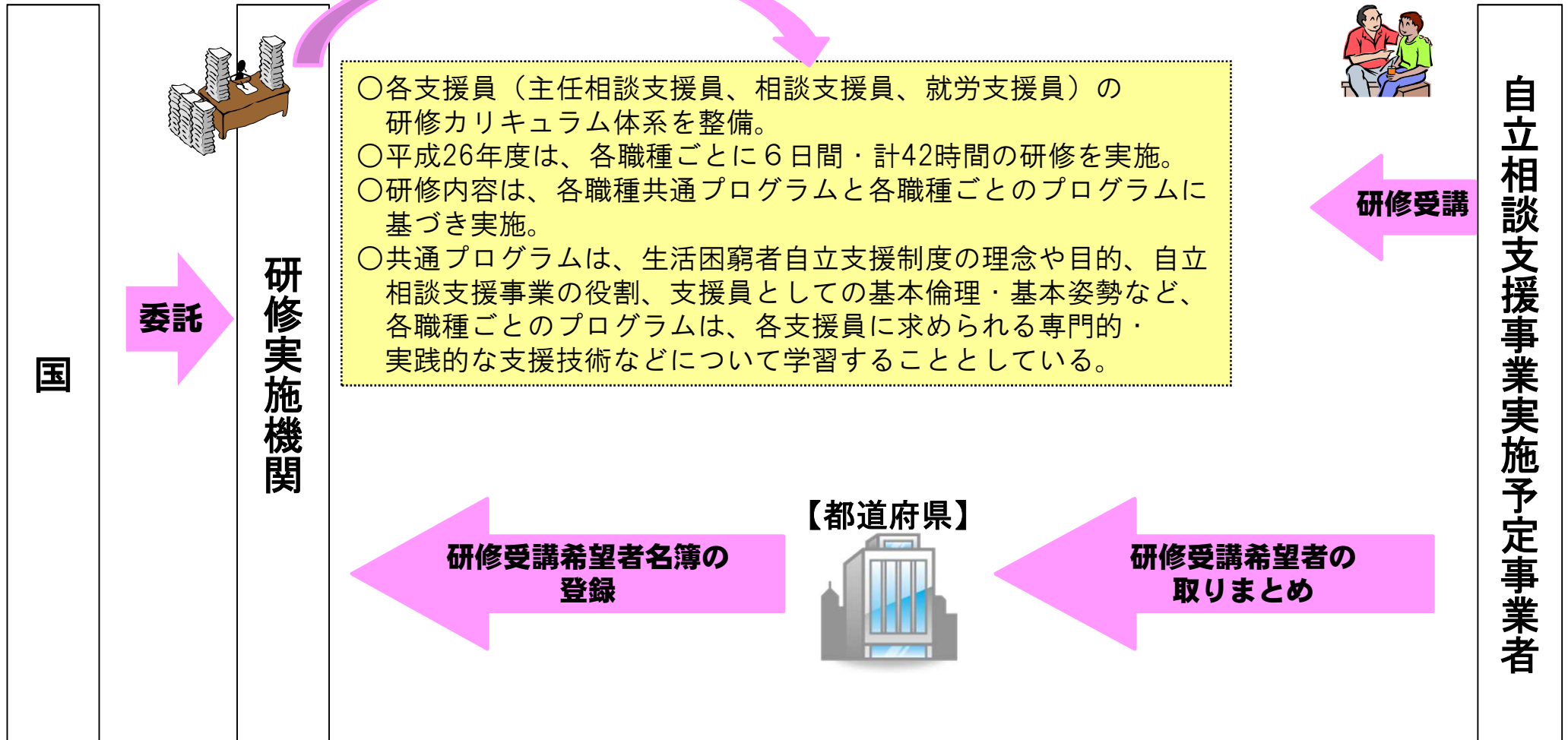
※ 複数年で計画的に実施していく方向で検討。

平成26年度自立相談支援事業従事者養成研修の業務フロー一例

修了者名簿の登録・管理

修了証の発行

【支援員として従事する者】



※なお、就労準備支援事業及び家計相談支援事業従事者養成研修事業も、同様のスキームで実施する予定。
（両事業とも、開催回数、日数等は別途検討。）

④ 国庫負担・補助について

自治体における予算要求と国庫負担・補助について（案）

- 生活困窮者自立支援制度における現時点での国庫負担・補助の考え方は以下のとおり。ただし、最終的な決定は国の予算の決定後となるため、今後の予算編成経過及び結果により変更があり得ることを御承知おき願いたい。

① 自立相談支援事業（国庫負担）

- ・ 事業実施対象地域の人口（都道府県の場合は町村部の人口。以下同じ）を基礎として基準額（上限額）を設定することを検討。
- ・ また、基準額の設定に当たって、都道府県における広域実施の状況やホームレスの巡回相談、任意事業の実施状況を考慮することについて、その適否も含めて検討。
- ・ 補助の対象となる経費は、26年度モデル事業の補助対象経費と概ね同様とする見込。
- ・ 基準の設定に当たって支援員の配置数は設定しないが、標準的なモデルとしての支援員の配置数を提示することについて検討。

（参考）被保護者就労支援事業

国庫負担の算定となる基準の数値については、被保護者数を基準とすることを検討。

② 就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習等支援・その他の事業（国庫補助）

- ・ 事業実施対象地域の人口を基礎として基準額（上限額）を設定することを検討。
- ・ 補助の対象となる経費は、26年度モデル事業の補助対象経費と概ね同様とする見込。

③ 一時生活支援事業（国庫補助）

- ・ 事業実施対象地域の人口を基礎として、ホームレス数等を勘案して基準額（上限額）を設定することを検討。

- 国庫負担・補助基準は、今年度のモデル事業の実施状況等を踏まえる必要があることから、年末までに国の予算編成過程で検討していくこととなるため、現段階では具体的な基準を提示することができない。

一方、各自治体においては、27年度予算要求を円滑に行うことが必要であることから、以下参考として、26年度モデル事業の補助基準・実施状況等をお示しする。

各自治体においては、上記考え方や下記参考を勘案し、必要な予算措置についてお願いしたい。

（参考）26年度モデル事業の補助基準額（※任意事業の実施如何に関わらず一律の上限）

人口5万人未満の自治体：20,000千円

人口5万人以上30万人未満の自治体：40,000千円

人口30万人以上50万人未満の自治体：60,000千円

人口50万人以上の自治体：80,000千円

※ なお、27年度の国庫負担・補助基準においては、人口規模について、上下限とも更に細分化することについて検討することとしており留意されたい。

- その他、26年度モデル事業の事業別実施状況等は別添を参照。

■平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業 事業別・実施主体種別の実施状況

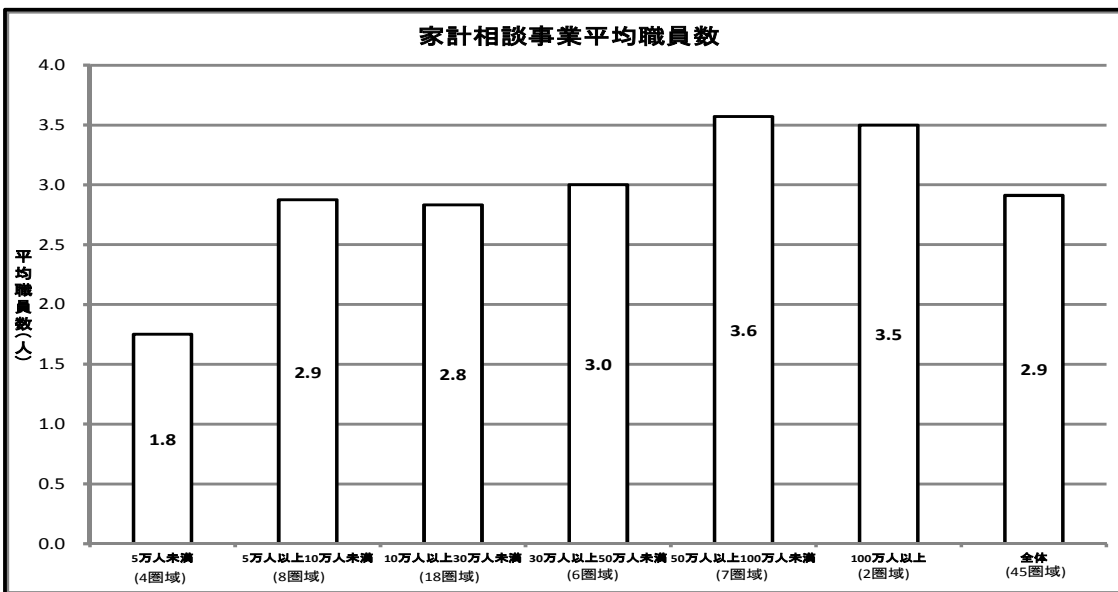
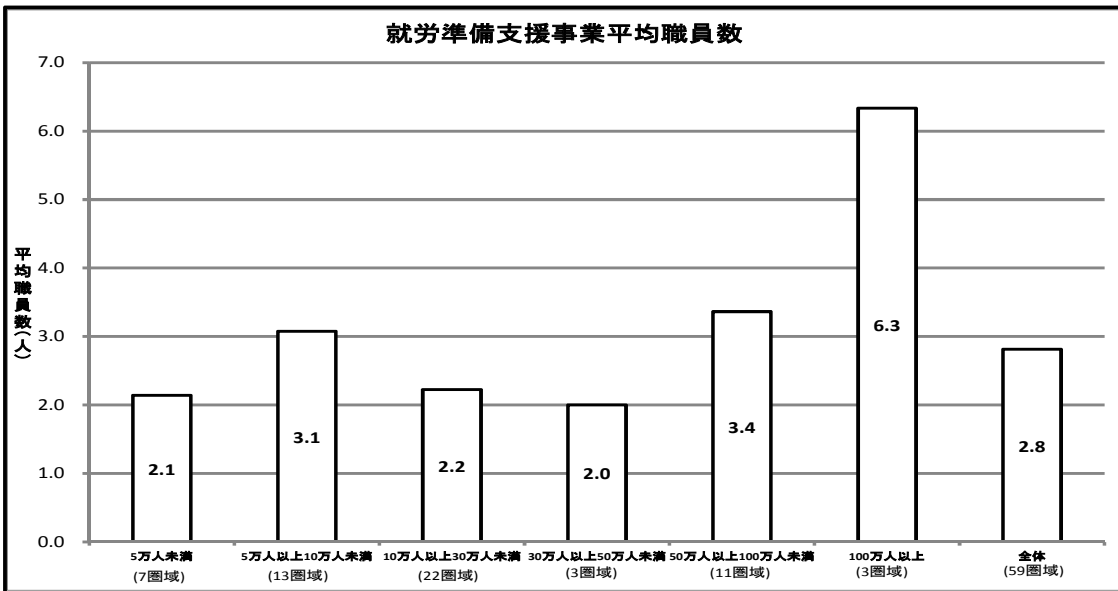
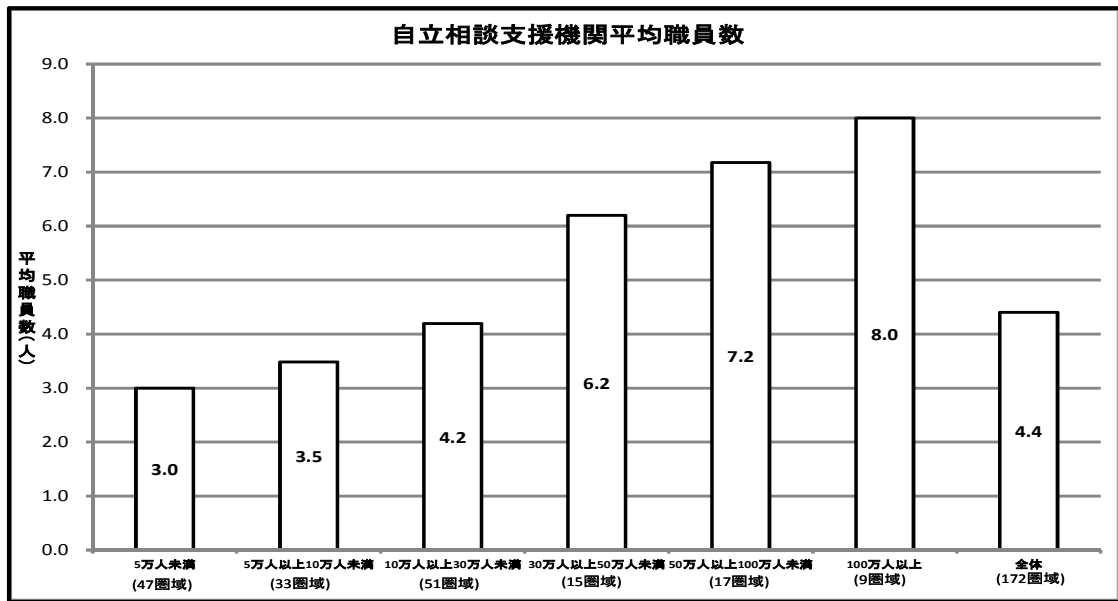
(単位:千円)

実施主体種別	実施数	事業実施対象地域人口(人)	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援	その他 (就労訓練含む)	(参考) 計
都道府県	21	1,124,136	62,821	7,659	-	11,621	5,252	68,236
指定都市	10	827,817	54,387	17,220	7,607	7,589	8,134	74,962
中核市	7	400,610	27,299	19,531	2,373	13,957	3,391	46,426
一般市、区	30	121,199	18,389	6,972	4,957	2,289	3,409	26,527

(前提条件等)

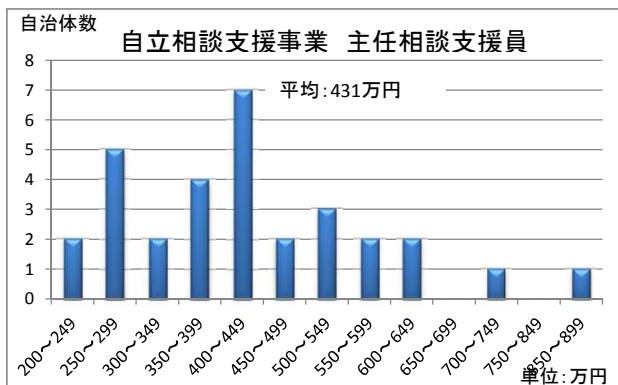
- ・人口、金額ともに全て、平成26年度モデル事業実施254団体のうち平成25年度から実施している68団体の平均値を記載している。
- ・計数は全て四捨五入、金額は承認額ベースによる。
- ・各事業の金額については、それぞれ事業の実施数で除したものである。そのため、合計の金額とは一致しない。
- ・対象地域人口は協議書から記載しているため、都道府県については県内全域や町村部以外の人口が含まれている。

■平成26年度モデル事業における人口規模別職員数

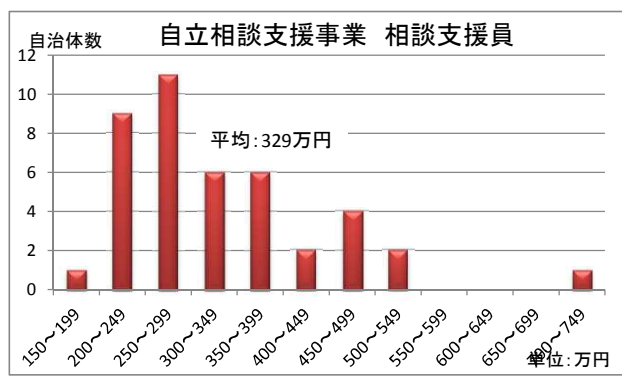


※H26モデル事業実施状況調査（開始時）の調査結果（一般社団法人北海道総合研究調査会）より作成

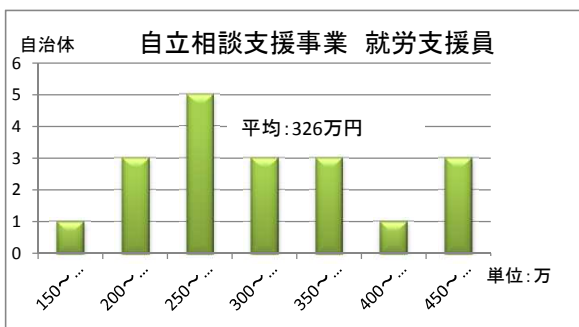
■平成26年度モデル事業における支援員等の事業単価



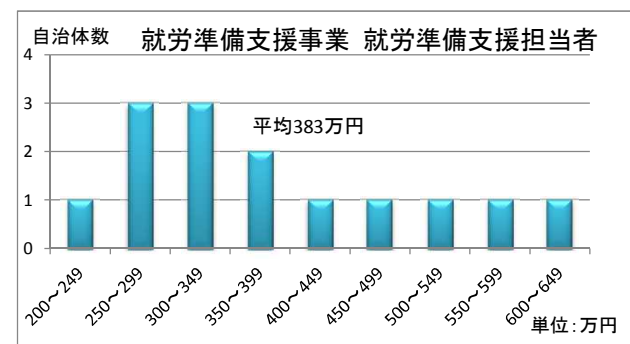
※28自治体*から主任相談支援員31人分の積算単価より作成。



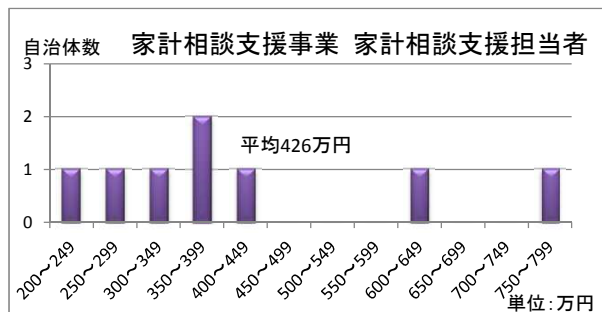
※37自治体*から相談支援員42人分の積算単価より作成。



※18自治体*から就労支援員19人分の積算単価より作成。



※10自治体*から就労準備支援担当者11人分の積算単価より作成。



※7自治体*から家計相談支援担当者8人分の積算単価より作成。

・平成26年度モデル事業積算、12か月分
 ・常勤のみ
 ・共済費のないものは、報酬×1.15として推計

⑤平成27年度社会・援護局 予算の方向性について

平成27年度 社会・援護局予算の方向性について

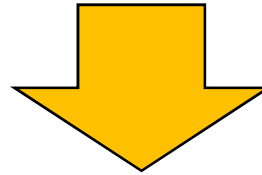
平成26年度まで補助金又は基金で実施してきた事業の体系を整理する。

セーフティネット支援対策等
事業費補助金

緊急雇用創出事業臨時特例基金

(住まい対策拡充等支援事業分)

生活困窮者自立支援法(平成25年成立)



基金の終了(平成26年度末)

【平成27年度】

法律に基づく事業
(法定補助率)

生活困窮者自立支援法

- 負担金(必須事業)
- ・自立相談支援事業
 - ・住居確保給付金

- 補助金
- ・就労準備支援事業
 - ・一時生活支援事業
 - ・家計相談支援事業
 - ・子どもの学習支援事業

改正生活保護法

- 負担金
- ・被保護者就労支援事業

その他事業

セーフティネット支援対策等
事業費補助金

- 基金の活用
- ・地域医療介護総合確保基金
- 他部局事業に係る補助金の活用

生活困窮者自立支援法関連事業

区分	事業名	事業内容	補助率
負担金 (必須事業)	自立相談支援事業	就労支援等について生活困窮者からの相談、 情報提供、助言	3/4
	住居確保給付金	離職により住宅を失った生活困窮者等に対し 家賃相当の給付金を支給	
	被保護者就労支援事業 (改正生活保護法)	就労支援について被保護者からの相談、情報 提供、助言	
補助金 (任意事業)	就労準備支援事業	就労に必要な訓練を実施	2/3
	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一時的な宿泊 場所や衣食の提供等	
	家計相談支援事業	家計に関する相談・指導、貸付の斡旋	1/2
	子どもの学習支援事業	生活困窮者世帯の子どもへの学習支援	
	その他の生活困窮者の自立促進事業		